

宮城県防災指導員養成講習等実施に係る留意事項について

<宮城県防災指導員養成講習>

1. 宮城県防災指導員養成講習（以下「養成講習」という。）について

養成講習は、震災対策推進条例第8条に基づき、宮城県防災指導員（以下「防災指導員」という。）を養成するために宮城県が実施するものです。

2. 養成講習のカリキュラム及び時間割について

講習の内容は、概ね次の内容を原則としますが、変更することもありますので御了承願います。

時 間	講 習 内 容
8：30～9：00	受 付
9：00～9：10	開会及びオリエンテーション
9：10～10：10	地震・津波及び風水害に関する基礎知識
10：20～11：10	地震・津波及び風水害に備える防災対策
11：20～12：10	自主防災組織の役割と活性化の方法
12：10～13：00	休 憩
13：00～13：50	演習（DIG）その1
14：00～14：50	演習（DIG）その2
15：00～15：50	演習（HUG）その1
16：00～16：50	演習（HUG）その2
16：50～17：00	閉 会

※DIG：Disaster（災害）,Imagination（想像力）,Game（ゲーム）

HUG：Hinanzyo（避難所）,Unei（運営）,Game（ゲーム）

3. 防災指導員の認定について

養成講習を修了した方に対して、認定証が交付されます。認定証は、養成講習が終了して約1か月後に市町村を通じて受講者に交付される見込みです。

なお、認定証の交付を受けるには、全ての講習科目を修了する必要がありますので、遅刻や早退をされますと認定されませんのでご注意ください。